

四半期報告書

(第21期第1四半期)

自 2019年4月1日

至 2019年6月30日

株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング

東京都新宿区新宿五丁目17番18号

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

- 1 主要な経営指標等の推移 1
- 2 事業の内容 1

第2 事業の状況

- 1 事業等のリスク 2
- 2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 2
- 3 経営上の重要な契約等 3

第3 提出会社の状況

1 株式等の状況

- (1) 株式の総数等 4
- (2) 新株予約権等の状況 4
- (3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 4
- (4) 発行済株式総数、資本金等の推移 4
- (5) 大株主の状況 4
- (6) 議決権の状況 5

2 役員の状況 5

第4 経理の状況 6

1 要約四半期連結財務諸表

- (1) 要約四半期連結財政状態計算書 7
- (2) 要約四半期連結損益計算書 8
- (3) 要約四半期連結包括利益計算書 9
- (4) 要約四半期連結持分変動計算書 10
- (5) 要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書 11

2 その他 19

第二部 提出会社の保証会社等の情報 20

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年8月9日
【四半期会計期間】	第21期第1四半期（自 2019年4月1日 至 2019年6月30日）
【会社名】	株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング
【英訳名】	NEWTON FINANCIAL CONSULTING, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山岸 英樹
【本店の所在の場所】	東京都新宿区新宿五丁目17番18号
【電話番号】	03-6233-0300
【事務連絡者氏名】	管理本部長 牧瀬 正典
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区新宿五丁目17番18号
【電話番号】	03-6233-0352
【事務連絡者氏名】	管理本部長 牧瀬 正典
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第20期 第1四半期連結 累計期間	第21期 第1四半期連結 累計期間	第20期
会計期間	自2018年4月1日 至2018年6月30日	自2019年4月1日 至2019年6月30日	自2018年4月1日 至2019年3月31日
売上高 (百万円)	6,503	6,711	27,995
税引前四半期利益又は税引前利益 (百万円)	496	666	4,267
親会社の所有者に帰属する四半期 (当期)利益 (百万円)	443	426	2,844
親会社の所有者に帰属する四半期 (当期)包括利益 (百万円)	453	427	2,841
親会社の所有者に帰属する持分 (百万円)	11,746	12,810	13,016
総資産額 (百万円)	26,078	31,374	27,970
基本的1株当たり四半期(当期) 利益 (円)	24.43	23.58	156.88
希薄化後1株当たり四半期(当 期)利益 (円)	24.43	23.58	156.88
親会社所有者帰属持分比率 (%)	45.0	40.8	46.5
営業活動によるキャッシュ・フロ ー (百万円)	280	1,028	3,956
投資活動によるキャッシュ・フロ ー (百万円)	△98	△355	△546
財務活動によるキャッシュ・フロ ー (百万円)	11	△1,138	△1,070
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高 (百万円)	6,810	8,490	8,956

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は、要約四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

3. 上記指標は、国際会計基準(IFRS)により作成した要約四半期連結財務諸表及び連結財務諸表に基づいております。

4. 希薄化後1株当たり四半期(当期)利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在していないため、基本的1株当たり四半期(当期)利益と同額にて表示しております。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び関係会社)が営む事業内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間（2019年4月1日～2019年6月30日）は、海外の通商問題に端を発した政治的な不確定要素が広がり、輸出入や設備投資が鈍化しており、底堅く推移していた国内経済への悪影響が懸念されています。

このような中、当社グループは保険サービス事業を柱とした比較サイト、訪問や店舗及びコールセンターによる販売網の連携強化、保険商品と親和性の高い生活関連商材等の販売・拡充に努めてまいりました。また、2019年10月1日の持株会社体制への移行に向けてグループ内の各事業会社間の意思決定の迅速化、事業シナジーの最大化、ガバナンスの強化等に取り組んでおります。当第1四半期連結累計期間の業績は、売上高が6,711百万円（前年同期比3.2%増）、営業利益が698百万円（同26.3%増）、税引前四半期利益が666百万円（同34.4%増）、親会社の所有者に帰属する四半期利益が426百万円（同3.8%減）となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

<保険サービス事業>

保険サービス事業におきましては、コールセンター・店舗・WEB・訪問の4つのチャンネルを通じて、保険募集活動を行っております。店舗と訪問による販売網を拡充しつつ、生産性の向上、収益の改善にむけて4つのチャンネルの販売網の連携強化に注力いたしました。当第1四半期連結累計期間の保険サービス事業は、販路の拡充により新契約年換算保険料は堅調に推移しました。その結果、売上高は4,578百万円（前年同期比0.1%減）、営業利益は555百万円（同78.2%増）となりました。

※新契約年換算保険料…年払いや一括払いなど商品による支払い方法の違いを調整し、生保会社が保険契約から1年間に得る収入の規模を示す指標

<派遣事業>

派遣事業におきましては、派遣先企業へ保険募集活動を行う従業員を派遣しております。独自の顧客リストを豊富に保持している企業の新規開拓よりも、派遣人員の質を高めることにより、派遣先企業1社あたりの収益率の向上に注力いたしました。その結果、当第1四半期連結累計期間の派遣事業の売上高は1,181百万円（前年同期比3.1%増）、営業利益は252百万円（同24.2%増）となりました。

<ITサービス事業>

ITサービス事業は、(株)ウェブクルーが行う保険、引越し、車買取りなどの分野で運用する一括見積もり・資料請求サイト「保険スクエアbang!自動車保険」「ズバット引越し比較」「ズバット車買取比較」を中心とした顧客情報提供サービスであります。当第1四半期連結累計期間のITサービス事業の売上高は1,009百万円（前年同期比18.0%増）、営業利益は124百万円（同100.0%増）となりました。

(2) 財政状態の分析

	前連結会計年度末	当第1四半期連結会計期間末	増減
	百万円	百万円	百万円
資産	27,970	31,374	3,403
負債	14,489	18,081	3,591
資本	13,480	13,293	△187

資産は、IFRS第16号「リース」の適用による使用権資産の増加等により、前連結会計年度末に比べて3,403百万円増加の31,374百万円となりました。

負債は、IFRS第16号「リース」の適用によるリース負債の増加等により、前連結会計年度末に比べて3,591百万円増加の18,081百万円となりました。

資本は、四半期利益を計上しましたが、剰余金の配当等により、前連結会計年度末に比べて187百万円減少の13,293百万円となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

	前第1四半期連結累計期間	当第1四半期連結累計期間
	百万円	百万円
営業活動によるキャッシュ・フロー	280	1,028
投資活動によるキャッシュ・フロー	△98	△355
財務活動によるキャッシュ・フロー	11	△1,138
現金及び現金同等物の四半期末残高	6,810	8,490

営業活動によるキャッシュ・フローは、税引前四半期利益の計上等により、1,028百万円の収入となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産及び子会社株式の取得等により、355百万円の支出となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、有利子負債の返済、国際会計基準（以下、IFRS）第16号「リース」の適用によるリース負債の返済や配当金の支払等により、1,138百万円の支出となりました。

以上の結果、現金及び現金同等物の当第1四半期連結会計期間末残高は、8,490百万円となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数 (株)
普通株式	76,428,000
計	76,428,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数 (株) (2019年6月30日)	提出日現在発行数 (株) (2019年8月9日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	18,089,402	18,089,402	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数 100株
計	18,089,402	18,089,402	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2019年4月1日～ 2019年6月30日	△1,017,598	18,089,402	—	2,237	—	2,137

(注) 自己株式の消却による減少であります。

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2019年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

①【発行済株式】

2019年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,017,500	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 18,088,500	180,885	—
単元未満株式	普通株式 1,000	—	(注)
発行済株式総数	19,107,000	—	—
総株主の議決権	—	180,885	—

(注) 「単元未満株式」欄には、当社所有の自己株式98株が含まれております。

②【自己株式等】

2019年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング	東京都新宿区新宿 5丁目17-18	1,017,500	—	1,017,500	5.33
計	—	1,017,500	—	1,017,500	5.33

(注) 当社は、2019年5月16日開催の当社取締役会の決議に基づき、当第1四半期会計期間において、自己株式1,017,598株を消却しております。この結果、当第1四半期会計期間末日現在の自己株式数は、単元未満株式47株となっております。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 要約四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の要約四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）第93条の規定により、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（2019年4月1日から2019年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2019年4月1日から2019年6月30日まで）に係る要約四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【要約四半期連結財務諸表】

(1) 【要約四半期連結財政状態計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第1四半期 連結会計期間 (2019年6月30日)
資産			
流動資産			
現金及び現金同等物		8,956	8,490
営業債権及びその他の債権		4,277	3,811
その他の金融資産		6	6
その他の流動資産		484	468
流動資産合計		13,725	12,776
非流動資産			
有形固定資産		1,438	1,484
使用権資産	3	—	4,169
のれん		9,336	9,398
無形資産		598	681
持分法で会計処理されている投資		245	238
その他の金融資産	7	1,762	1,817
繰延税金資産		856	752
その他の非流動資産		6	54
非流動資産合計		14,245	18,597
資産合計		27,970	31,374
負債及び資本			
負債			
流動負債			
営業債務及びその他の債務		1,562	1,523
社債及び借入金	7	8,614	8,452
リース負債	3	—	1,341
その他の金融負債		61	6
未払法人所得税		645	118
返金負債		204	206
従業員給付		1,668	1,688
その他の流動負債		181	379
流動負債合計		12,938	13,718
非流動負債			
社債及び借入金	7	758	689
リース負債	3	—	2,879
その他の金融負債		11	11
確定給付負債		464	426
引当金		316	318
繰延税金負債		—	37
非流動負債合計		1,551	4,362
負債合計		14,489	18,081
資本			
親会社の所有者に帰属する持分			
資本金		2,237	2,237
資本剰余金		837	771
自己株式		△1,572	△14
利益剰余金		11,513	9,815
親会社の所有者に帰属する持分合計		13,016	12,810
非支配持分		464	483
資本合計		13,480	13,293
負債及び資本合計		27,970	31,374

(2) 【要約四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	注記	前第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)
売上高	9	6,503	6,711
売上原価		3,603	3,485
売上総利益		2,899	3,225
その他の収益		147	6
販売費及び一般管理費		2,464	2,520
その他の費用		28	13
営業利益		552	698
金融収益		2	1
金融費用		19	31
持分法による投資損益(税引後)		△39	△1
税引前四半期利益		496	666
法人所得税費用		40	226
四半期利益		455	440
四半期利益の帰属			
親会社の所有者		443	426
非支配持分		12	14
四半期利益		455	440
1株当たり四半期利益			
基本的1株当たり四半期利益(円)	10	24.43	23.58
希薄化後1株当たり四半期利益(円)	10	24.43	23.58

(3) 【要約四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	注記	前第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)
四半期利益		455	440
その他の包括利益			
純損益に振り替えられることのない項目			
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産		9	0
純損益に振り替えられることのない項目合計		9	0
その他の包括利益合計 (税引後)		9	0
四半期包括利益合計		465	441
四半期包括利益合計の帰属			
親会社の所有者		453	427
非支配持分		12	14
四半期包括利益合計		465	441

(4) 【要約四半期連結持分変動計算書】

前第1四半期連結累計期間（自 2018年4月1日 至 2018年6月30日）

（単位：百万円）

	親会社の所有者に帰属する持分						非支配 持分	資本合計	
	注記	資本金	資本 剰余金	自己株式	その他の 資本の 構成要素	利益 剰余金			合計
2018年4月1日残高		2,237	781	△1,400	15	10,320	11,954	△158	11,795
会計方針の変更による 累積的影響額		—	—	—	△15	15	—	—	—
2018年4月1日時点の 修正後残高		2,237	781	△1,400	—	10,335	11,954	△158	11,795
四半期利益		—	—	—	—	443	443	12	455
その他の包括利益		—	—	—	9	—	9	—	9
四半期包括利益合計		—	—	—	9	443	453	12	465
所有者との取引額等									
剰余金の配当	6	—	—	—	—	△635	△635	—	△635
子会社の支配喪失に伴 う変動		—	—	—	—	—	—	93	93
自己株式の取得		—	—	△25	—	—	△25	—	△25
その他の資本の構成要素 から利益剰余金への振替		—	—	—	△9	9	—	—	—
所有者との取引額等合計		—	—	△25	△9	△625	△660	93	△566
2018年6月30日		2,237	781	△1,426	—	10,153	11,746	△52	11,693

当第1四半期連結累計期間（自 2019年4月1日 至 2019年6月30日）

（単位：百万円）

	親会社の所有者に帰属する持分						非支配 持分	資本合計	
	注記	資本金	資本 剰余金	自己株式	その他の 資本の 構成要素	利益 剰余金			合計
2019年4月1日残高		2,237	837	△1,572	—	11,513	13,016	464	13,480
四半期利益		—	—	—	—	426	426	14	440
その他の包括利益		—	—	—	0	—	0	0	0
四半期包括利益合計		—	—	—	0	426	427	14	441
所有者との取引額等									
剰余金の配当	6	—	—	—	—	△633	△633	—	△633
連結範囲の変動		—	—	—	—	—	—	4	4
自己株式の取得		—	—	△0	—	—	△0	—	△0
自己株式の消却	5	—	△66	1,558	—	△1,492	—	—	—
その他の資本の構成要素 から利益剰余金への振替		—	—	—	△0	0	—	—	—
所有者との取引額等合計		—	△66	1,558	△0	△2,124	△633	4	△629
2019年6月30日		2,237	771	△14	—	9,815	12,810	483	13,293

(5) 【要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	注記	前第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前四半期利益		496	666
減価償却費及び償却費		102	440
金融収益		△2	△1
金融費用		19	31
持分法による投資損益 (△は益)		39	1
営業債権及びその他の債権の増減額 (△は増加)		342	557
営業債務及びその他の債務の増減額 (△は減少)		△21	32
従業員給付の増減額 (△は減少)		△29	23
その他		6	34
小計		953	1,787
利息の受取額		0	1
配当金の受取額		0	0
利息の支払額		△13	△84
法人所得税の支払額		△660	△676
営業活動によるキャッシュ・フロー		280	1,028
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産及び無形資産の取得による支出		△59	△198
投資有価証券売却による収入		56	1
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出		—	△142
子会社の支配喪失による支出		△59	—
その他		△36	△16
投資活動によるキャッシュ・フロー		△98	△355
財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期借入金の借入による収入		1,000	1,200
短期借入金の返済による支出		△200	△1,200
社債の償還及び長期借入金の返済による支出		△221	△233
リース負債の返済による支出		—	△365
自己株式の取得による支出		△25	△0
配当金の支払額	6	△540	△539
その他		△1	—
財務活動によるキャッシュ・フロー		11	△1,138
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)		193	△465
現金及び現金同等物の期首残高		6,615	8,956
現金及び現金同等物に係る換算差額		0	—
現金及び現金同等物の四半期末残高		6,810	8,490

【要約四半期連結財務諸表注記】

1. 報告企業

株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング（当社）は、日本国に所在する株式会社であり、東京証券取引所に株式を上場しております。登記上の本社の住所は東京都新宿区新宿五丁目17番18号であります。当第1四半期連結会計期間（2019年4月1日から2019年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（2019年4月1日から2019年6月30日まで）の要約四半期連結財務諸表は、当社及びその子会社（以下「当社グループ」という。）並びに関連会社に対する当社グループの持分から構成されております。当社グループの最上位の親会社は株式会社光通信であります。当社グループは、保険サービス事業及び派遣事業、ITサービス事業を行っております。

詳細は、「注記7. セグメント情報(1) 報告セグメントの概要」をご参照ください。

2. 要約四半期連結財務諸表作成の基礎

(1) 要約四半期連結財務諸表がIFRSに準拠している旨

当社グループの要約四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）第1条の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件を満たすことから、同規則第93条の規定により、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して作成しております。

本要約四半期連結財務諸表は、2019年8月9日に、取締役会によって承認されております。

(2) 測定の基礎

本要約四半期連結財務諸表は、公正価値で測定している金融商品、確定給付制度に関連して認識する負債等を除き、取得原価を基礎として作成しております。

(3) 表示通貨及び単位

本要約四半期連結財務諸表は、当社の機能通貨である円（百万円未満を切り捨て）で表示しております。

3. 重要な会計方針

本要約四半期連結財務諸表において適用する重要な会計方針は、以下を除き、前連結会計年度に係る連結財務諸表において適用した会計方針と同一であります。

当社グループは、当第1四半期連結会計期間より以下の基準を適用しております。

基準書	基準名	新設・改訂の概要
IFRS第16号	リース	リースに関する会計処理の改訂

当社グループは、当第1四半期連結会計期間よりIFRS第16号「リース」（2016年1月公表、以下、「IFRS第16号」という。）を適用しております。

当社グループでは、経過措置に従ってIFRS第16号を遡及適用し、適用開始の累積的影響を当第1四半期連結会計期間の利益剰余金期首残高の修正として認識しております。IFRS第16号への移行に際し、契約にリースが含まれているか否かについては、IFRS第16号C3項の実務上の便法を選択し、IAS第17号「リース」（以下、「IAS第17号」という。）及びIFRIC第4号「契約にリースが含まれているか否かの判断」のもとでの判断を引き継いでおります。

当社グループは、過去にIAS第17号を適用してオペレーティング・リースに分類したリースについて、IFRS第16号の適用開始日に、使用権資産及びリース負債を認識しております。リース負債は、リース料総額の未決済分を適用開始日現在の借手の追加借入利率を用いて割り引いた現在価値で測定しております。適用開始日現在の連結財政状態計算書に認識されているリース負債に適用している借手の追加借入利率の加重平均は、0.9%であります。使用権資産は、適用開始日におけるリース負債の測定額に前払リース料等を調整した金額で測定しております。なお、使用権資産は定額法により減価償却しております。ただし、短期リース又は少額リースについては、当該基準の要求を適用しないことを選択しております。

この結果、当第1四半期連結会計期間の期首時点の連結財政状態計算書において、過去にIAS第17号を適用してファイナンス・リースとして会計処理していたリース資産、リース債務等の振替分を除き、使用権資産、リース負債がそれぞれ4,528百万円、4,600百万円増加しております。

なお、当社グループは、IFRS第16号を適用するにあたり、以下の実務上の便法を使用しております。

- ・減損レビューを実施することの代替として、リースが適用開始日直前においてIAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」を適用して不利であるかどうかの評価に依拠
- ・適用開始日から12か月以内にリース期間が終了するリースについて、短期リースと同じ方法で会計処理
- ・当初直接コストを適用開始日現在の使用権資産の測定から除外

4. 重要な会計上の見積り及び見積りを伴う判断

IFRSに準拠した要約四半期連結財務諸表の作成において、経営者は、会計方針の適用ならびに資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定を行うことが要求されております。実際の業績は、その性質上これらの見積りとは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直されます。会計上の見積りの見直しによる影響は、見積りを見直した会計期間及びそれ以降の将来の会計期間において認識しております。

本要約四半期連結財務諸表における重要な会計上の見積り及び見積りを伴う判断は、前連結会計年度に係る連結財務諸表の記載事項に加え、当第1四半期連結会計期間より新たに以下の事項を認識しております。

・使用権資産のリース期間

当社グループは、リース期間について、リースの解約不能期間に延長することが合理的に確実である期間および、解約しないことが合理的に確実な期間を加えた期間を加味し決定しております。具体的には、リース期間を延長又は短縮することによる賃借料の変動、解約違約金の有無、重要な賃借物件の造作設備等の投資回収期間等を考慮の上、リース期間を見積もっております。

5. 資本及びその他の資本項目

(自己株式の消却)

当社は、2019年5月16日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議し、2019年6月30日に自己株式1,017,598株を消却いたしました。これにより、資本剰余金、利益剰余金及び自己株式がそれぞれ66百万円、1,492百万円、1,558百万円減少しております。

6. 配当

(1) 前第1四半期連結累計期間(自2018年4月1日至2018年6月30日)

a. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年5月17日 取締役会	普通株式	635	35	2018年3月31日	2018年6月11日

b. 基準日が前第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が前第1四半期連結会計期間末日後となるもの
該当事項はありません。

(2) 当第1四半期連結累計期間(自2019年4月1日至2019年6月30日)

a. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年5月16日 取締役会	普通株式	633	35	2019年3月31日	2019年6月10日

b. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間末日後となるもの
該当事項はありません。

7. 金融商品の公正価値

金融商品は、その公正価値の測定にあたって、その公正価値の測定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、公正価値ヒエラルキーの3つのレベルに分類しております。当該分類において、それぞれの公正価値のヒエラルキーは、以下のように定義しております。

レベル1：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により測定した公正価値

レベル2：レベル1以外の直接または間接的に観察可能なインプットを使用して測定した公正価値

レベル3：重要な観察可能でないインプットを使用して測定した公正価値

当社グループは、公正価値の測定に使用される公正価値の階層のレベルを、公正価値の測定の重要なインプットの最も低いレベルによって決定しております。

(1) 経常的に公正価値で測定する金融商品

① 公正価値のヒエラルキー

公正価値の階層ごとに分類された、金融商品は以下のとおりであります。

前連結会計年度（2019年3月31日）

	(単位：百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
上場株式	9	—	—	9
非上場株式等	—	—	6	6
合計	9	—	6	16

当第1四半期連結会計期間（2019年6月30日）

	(単位：百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
上場株式	9	—	—	9
非上場株式等	—	—	6	6
合計	9	—	6	16

公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は振替を生じさせた事象または状況の変化が生じた日に認識しております。

前連結会計年度及び当第1四半期連結会計期間において、公正価値レベル1とレベル2の間の重要な振替は行われておりません。また、レベル3からの振替は「④レベル3に分類した金融商品の期首残高から期末残高への調整表」に記載しております。

② 公正価値の測定方法

上場株式は、取引所の価格によっており、公正価値ヒエラルキーレベル1に区分しております。

非上場株式等については、割引将来キャッシュ・フローに基づく評価技法等を用いて算定しており、公正価値ヒエラルキーレベル3に区分しております。非上場株式等の公正価値測定にあたっては、割引率等の観察可能でないインプットを利用しており、必要に応じて一定の非流動性ディスカウント、非支配持分ディスカウントを加味しております。

③ 評価プロセス

非上場株式等の公正価値の評価方針及び手続の決定は、財務経理部門により行われており、評価モデルを含む公正価値測定については、個々の株式発行企業の事業内容、事業計画の入手可否及び類似上場企業等を定期的に確認し、その妥当性を検証しております。

④ レベル3に分類した金融商品の期首残高から期末残高への調整表

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)
期首残高	3	6
取得	—	—
売却	—	0
包括利益		
その他の包括利益	—	—
レベル3からの振替(注)	△0	—
期末残高	3	6

(注) 前第1四半期連結累計期間に認識されたレベル3からの振替は、投資先が取引所に上場したことによるものであります。

(2) 償却原価で測定する金融商品

① 公正価値

償却原価で測定する金融資産及び金融負債の公正価値は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)		当第1四半期連結会計期間 (2019年6月30日)	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
金融負債				
社債及び借入金				
社債	309	310	309	309
借入金	7,864	7,923	7,632	7,632
合計	8,173	8,233	7,941	7,942

(注) 1. 社債及び借入金は、1年内返済及び償還予定の残高を含んでおります。

2. 公正価値と帳簿価額とが近似している金融資産及び金融負債は、上記には含めておりません。

② 公正価値の測定方法

(社債及び借入金)

社債は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて算定する方法により算定しております。

長期借入金は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法により算定しております。

③ 公正価値のヒエラルキー

社債及び借入金はすべてレベル3に分類されております。

8. セグメント情報

(1) 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会等が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、保険契約の取次業務を主要業務にしている「保険サービス事業」を中心として、保険募集を行っている企業への人材を派遣する「派遣事業」、保険や引越し等の一括見積・資料請求サイトを運営している「ITサービス事業」を報告セグメントとしております。

(2) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「注記3. 重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部売上高及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

前第1四半期連結累計期間（自 2018年4月1日 至 2018年6月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	要約四半期 連結 財務諸表
	保険 サービス 事業	派遣事業	ITサービス 事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	4,578	1,114	752	6,444	58	6,503	—	6,503
セグメント間の内部 売上高又は振替高	3	31	104	139	9	148	△148	—
計	4,581	1,146	856	6,584	67	6,652	△148	6,503
セグメント利益	311	203	62	577	152	729	△176	552
金融収益								2
金融費用								19
持分法による投資損益								△39
税引前四半期利益								496

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメント等であり、広告代理店事業等を含んでおります。

2. 調整額の内容は以下のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額△176百万円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

当第1四半期連結累計期間（自 2019年4月1日 至 2019年6月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	要約四半期 連結 財務諸表
	保険 サービス 事業	派遣事業	ITサービス 事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	4,566	1,180	903	6,650	60	6,711	—	6,711
セグメント間の内部 売上高又は振替高	11	0	106	118	11	130	△130	—
計	4,578	1,181	1,009	6,769	71	6,841	△130	6,711
セグメント利益	555	252	124	932	△12	919	△220	698
金融収益								1
金融費用								31
持分法による投資損益								△1
税引前四半期利益								666

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメント等であり、広告代理店事業等を含んでおります。

2. 調整額の内容は以下のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額△220百万円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

9. 売上高

(1) 収益の分解

前第1四半期連結累計期間（自 2018年4月1日 至 2018年6月30日）

（単位：百万円）

		報告セグメント				その他	合計
		保険 サービス 事業	派遣事業	ITサービス 事業	計		
主要な サービス ライン	保険代理店業	4,398	—	—	4,398	—	4,398
	人材派遣	—	1,114	—	1,114	—	1,114
	比較サイト運営	—	—	711	711	—	711
	その他	180	—	40	220	58	279
合計		4,578	1,114	752	6,444	58	6,503
顧客との契約から認識した 収益		4,578	1,114	752	6,444	58	6,503

当第1四半期連結累計期間（自 2019年4月1日 至 2019年6月30日）

（単位：百万円）

		報告セグメント				その他	合計
		保険 サービス 事業	派遣事業	ITサービス 事業	計		
主要な サービス ライン	保険代理店業	4,297	—	—	4,297	—	4,297
	人材派遣	—	1,180	—	1,180	—	1,180
	比較サイト運営	—	—	836	836	—	836
	その他	269	—	67	336	60	396
合計		4,566	1,180	903	6,650	60	6,711
顧客との契約から認識した 収益		4,566	1,180	903	6,650	60	6,711

① 保険サービス事業

保険サービス事業においては、店舗やテレマーケティングのチャンネルを通じて保険契約の取次及びその保全、維持管理を行うことを主要業務としております。このサービスは、保険会社との契約等に基づき、サービスの内容や当事者間の権利と義務が定められており、サービスの内容の区分可能性や顧客への移転パターンに基づき、主な履行義務を以下の通り識別し、収益を認識しております。

当社グループは、保険契約者のニーズに応じて、保険会社に対し保険契約の取次を行う義務を負っております。当該履行義務は、保険契約の取次後、保険会社はそのサービスを検収し、保険会社が当該サービスの支配を獲得した時点で、充足されるものであり、当該履行義務の充足時点で、保険契約者の支払った保険料に対し、一定の料率を乗じること等により算定された金額によって収益を計上しております。当該金額は、履行義務の充足時点から概ね1か月以内に支払いを受けております。

また、当社グループは、取り次いだ保険契約の保全、維持管理を行う義務を負っております。当該履行義務は、サービスの提供期間が完了する都度、充足されるものであり、当該履行義務の充足時点で、保険契約者の支払った保険料に対し、一定の料率を乗じること等により算定された金額によって収益を計上しております。当該金額は、履行義務の充足時点から概ね1か月以内に支払いを受けております。

保険サービス事業においては、保険会社に取り次いだ保険契約者が早期に保険契約の解約を行った場合、收受した収益を返金する義務があるため、保険会社に対する予想返金額については、収益から控除するとともに、返金負債を計上しております。返金の見積もりに当たっては過去の実績等に基づく最頻値法を用いております。

② 派遣事業

派遣事業においては、保険募集を行っている企業への人材の派遣を行うことを主要業務としております。このサービスは、顧客との契約等に基づき、サービスの内容や当事者間の権利と義務が定められており、サービスの内容の区分可能性や顧客への移転パターンに基づき、主な履行義務を以下の通り識別し、収益を認識しております。

当社グループは、保険契約の募集を行う人材を契約期間にわたり派遣する義務を負っております。当該履行義務は、契約期間に渡り時の経過に連れて充足されるものであり、収益は当該履行義務が充足される契約期間において、契約により定められた金額に基づき、各月の収益として計上しております。当該金額は、履行義務の充足時点から概ね2か月以内に支払いを受けております。

③ ITサービス事業

ITサービス事業においては、保険や引っ越し等の一括見積・資料請求サイトの運営を主要業務としております。このサービスは、顧客との契約等に基づき、サービスの内容や当事者間の権利と義務が定められており、サービスの内容の区分可能性や顧客への移転パターンに基づき、主な履行義務を以下の通り識別し、収益を認識しております。

当社グループは、保険や引っ越し等の一括見積・資料請求に関する情報を、資料提供等を行っている企業に対し受け渡す義務を負っております。当該履行義務は、一括見積・資料請求に関する情報を顧客に提供する都度、充足されるものであり、当該履行義務の充足時点で、提供した件数に契約により定められた単価を乗じること等により算定された金額によって収益を計上しております。当該金額は、履行義務の充足時点から概ね2か月以内に支払いを受けております。

10. 1株当たり四半期利益

基本的1株当たり四半期利益金額及び希薄化後1株当たり四半期利益金額並びに算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)
(1) 基本的1株当たり四半期利益金額	24円43銭	23円58銭
(算定上の基礎)		
親会社の所有者に帰属する四半期利益 (百万円)	443	426
調整 親会社の普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
基本的1株当たり四半期利益の算定に用いる金額 (百万円)	443	426
普通株式の加重平均株式数 (千株)	18,145	18,089
(2) 希薄化後1株当たり四半期利益金額	24円43銭	23円58銭

(注) 希薄化後1株当たり四半期利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在していないため、基本的1株当たり四半期利益金額と同額にて表示しております。

11. 後発事象

該当事項はありません。

2 【その他】

2019年5月16日開催の取締役会において、次のとおり剰余金の配当を行うことを決議いたしました。

(イ) 配当金の総額 633百万円

(ロ) 1株当たりの金額 35円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日 2019年6月10日

(注) 2019年3月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行っております。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2019年8月9日

株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宍戸 通孝 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川村 英紀 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 永井 公人 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティングの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2019年4月1日から2019年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（2019年4月1日から2019年6月30日まで）に係る要約四半期連結財務諸表、すなわち、要約四半期連結財政状態計算書、要約四半期連結損益計算書、要約四半期連結包括利益計算書、要約四半期連結持分変動計算書、要約四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

要約四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条の規定により国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない要約四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から要約四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の要約四半期連結財務諸表が、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して、株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング及び連結子会社の2019年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年8月9日
【会社名】	株式会社ニュートン・フィナンシャル・コンサルティング
【英訳名】	NEWTON FINANCIAL CONSULTING, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山岸 英樹
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都新宿区新宿五丁目17番18号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役 山岸 英樹は、当社の第21期第1四半期（自 2019年4月1日 至 2019年6月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。